

税の情報

平日の昼間、仕事等でお忙しい方
どうぞご利用ください

夜間・休日納税相談窓口を開設

夜間と休日に納税相談窓口
を開設します。市・都民税

固定資産税・都市計画税、国
民健康保険税等の市税の納め

忘れはありませんか。仕事な
どで平日の相談が困難な方は、
ぜひこの機会をご利用くださ
い。ご利用の際は、事前に来
庁の日時をご連絡ください。
なお、税証明の発行や課税の

相談はできません。

夜間納税相談窓口

【日時】11月29日(火)・12
月1日(木)のいずれも午後
8時まで

休日納税相談窓口

【日時】12月3日(土)・4
日(日)のいずれも午前9時

午後4時
【会場】夜間・休日のいずれ
も納税課(市役所2階)
詳しくは同課 ☎70・773
0へ。

納税にご協力を

11月30日(水)は、国
民健康保険税第5期の納
期限です。最寄りの金融
機関・郵便局でお納めく
ださい。
詳しくは納税課 ☎70・
7730へ。

昭和15年1月2日以前生まれの
65歳以上の方へ
年金の控除額等が
変わります

年金制度については、税制
改正により公的年金控除額の
うち、年齢65歳以上の方に對

し上乗せして適用される部分
が廃止になります。また、老
年者控除の廃止や前年の合計
所得金額が125万円以下の
方に対する市・都民税の非課
税を廃止するなど算出方法が
大きく変わります。なお、18
年度は年齢65歳以上(17年1
月1日現在)の方で前年の合
計所得金額が125万円以下
の方の所得割および均等割の
税額を3分の2減額します。

老年者控除の廃止に伴い、
寡婦・寡夫控除の要件が何歳
でも控除ができるように変わ
ります。

そのほかの市・都民税
の変更点

18年度から、生計同一の妻
に対する均等割が4000円
(現在2000円)になります
(定率減税は所得割の7・5
割。ただし上限2万円(現在
15割で上限4万円)になりま
す。詳しくは課税課市民税係
(内線2333)・2337へ。

都営住宅の
地元入居者を募集

都営住宅の地元割り当て
分の入居者を募集します。
【募集住居】各3人以上向
幸町一丁目1戸 中央
町一丁目1戸
【申込資格(家族)】次の
のすべてに該当する
方、申込者本人が市内に

居住する成年者(20歳未満
の既婚者を含む)であるこ
と、現に同居し、または居
住しようとする親族がいる
こと、所得が定められた基
準内であること、住宅に
困っていないこと
【募集案内等の配布場所】
☎70・7764へ。

市・都民税と所得税の算出表

単位(円)

Table with columns for '区分', '公的年金等収入', '一人世帯' (市・都民税, 所得税, 合計), '二世帯' (市・都民税, 所得税, 合計). Rows show income levels from 1,550,000 to 2,660,000.

公的年金等収入とは、国民年金、厚生年金、公務員等の共済組合年金や過去の勤務により会社などから支払
われる年金などです。

所得控除は一人世帯の場合基礎控除(市・都民税33万円、所得税38万円)のみで計算しています。また、二
人世帯の場合基礎控除および配偶者控除(市・都民税33万円、所得税38万円)で計算しています。そのほか社会
保険料控除等は含まれていません。

所得税には、公的年金等で差し引かれた源泉徴収税額も含む。

- ▶ の年金収入までの方は市・都民税および所得税は課税されません(全世界帯)
- ▶ 年金収入 を超え までの方は市・都民税が課税されます(一人世帯)
- ▶ の年金収入までの方は市・都民税および所得税は課税されません(二世帯)
- ▶ 年金収入 を超え までの方は所得税のみが課税されます(二世帯)
- ▶ の年金収入までの方は市・都民税が3分の2減額されます。表の市・都民税は減額後です(全世界帯)
- ▶ の年金収入までの方は市税条例の改正に伴い市・都民税が課税になりました(全世界帯)

青色決算と
消費税等の
説明会を開催

東村山税務署では、所得税
の青色申告をしている方を対
象に、「青色申告決算書の作
成」「消費税および地方消費
税」などの説明会を開催しま
す。

内容は、決算の仕方を中心
に確定申告に当たった際の留意
事項や青色申告決算書の作成
要領、消費税法等の概要など
を分かりやすく説明します。
また、15年度の消費税法の改
正等、多くの個人事業者に関
係する事項についての説明も
行いますので、ぜひこの機会
をご利用ください。

消費税について...

15年度の税制改正で、事業者
免税点制度の適用上限が3,000
万円から1,000万円に引き下げ
られたことにより、15年分の課
税売上高(事業収入から消費税
の課税されない収入を差し引
いた金額)が1,000万円を超え
る事業者の方は、17年分の消費
税および地方消費税の申告が
必要となる場合があります。また、消費税の課税事業者の方
については、原則、帳簿の記載や
請求書・領収書等の保存が必要
となります。

《事前に電話でご予約を》

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 予約開始日等, 会場. Lists various consultation services like legal, tax, and housing.

12月の気軽な無料相談

《直接会場へどうぞ》

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 会場. Lists consultation services for people with disabilities, career, and housing.

《訪問します》

Table with columns: 妊婦訪問相談, 訪問希望の方は健康課 ☎77・0022, 助産師, ご自宅

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・
4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。